

表彰規定

平成15年6月14日 制定
平成22年4月18日 改定

定款第53条にもとづき、この規定を定める。

第1条（目的）

この法人の事業に参画し、この法人の発展に特に貢献した者を表彰する。

第2条（時期）

原則として、毎年の通常総会に於いて表彰する。

第3条（種類）

功労者表彰とする。

第4条（選考基準）

表彰を受けることができる候補者は、この法人の会員である者、またはこの法人の発展のために特に功労があった者とし、理事会で承認を得るものとする。

第5条（推薦の方法）

功労者表彰の推薦は理事により、この法人の理事長宛てに提出する。

第6条（選考）

表彰の審査、決定は、理事会で行う。

第7条（雑則）

その他、この規定にない事項については、理事会で決定する。

附則

- 1) この規定は、平成15年6月14日から施行する。
- 2) この規定は、平成22年4月18日から施行する。